

このニュースレターは、EPA(経済連携協定)及び、外国人看護師・介護福祉士に関する全国ニュースをダイジェストでまとめたものです。

○介護の外国人労働者、受け入れ拡大を検討へ 安倍首相が指示 6月に方向性(2018/2/21 介護のニュースサイト JOINT)

安倍晋三首相は20日の経済財政諮問会議で、外国人労働者の受け入れのさらなる拡大に向けた具体的な検討を始める方針を表明した。さらにエスカレートしていくとみられる人手不足に対応する狙い。農業や建設業、サービス業などに加え、介護も重要な対象分野の1つに位置づけている。菅義偉官房長官や上川陽子法務相ら関係閣僚を中心に調整を重ね、6月にまとめる「骨太の方針」に基本構想を盛り込む考えだ。

「中小・小規模事業者を始め深刻な人手不足が生じている。専門的・技術的な外国人受け入れの制度のあり方について、早急に検討を進める必要がある」

安倍首相はこう指示した。いわゆる「移民政策」はとらない、とのスタンスを改めて強調。原則として家族の帯同を認めないことや、在留期間に上限を設けることなどを前提にすると明言した。

入国管理法の改正を視野に協議を進めていく方針。研究や法律、経営、医療、介護といった「専門的・技術的分野」の在留資格について、職種の追加や要件の緩和を俎上に載せるといふ。介護の在留資格は現在、介護福祉士の養成校に通った留学生が卒業して国家資格を取得し、実際に介護の仕事に就くケースのみ付与される。

政府はすでに、昨年11月に受け入れが解禁された技能実習生が介護福祉士を取った場合も在留資格を認める、との方向性を打ち出している。今後の焦点は、追加の緩和によって外国人が介護の現場に入るルートが増えるかどうかだ。内閣府の担当者は、「これから詳細な協議を行っていく。一定の条件において、日本で働きたいと考えている人が就労目的の在留資格を得られるようにできないか検討する」と説明。これが実現すれば、技能実習制度が持つ実質的な意味合いも変わっていく可能性がある。

日本人も含めた職員の処遇改善が最重要の課題。

国際的な人材の争奪戦が激しくなるなか、多くの外国人に選んでもらえる環境の整備が欠かせないという指摘も多い。

○挑むインドネシア人 介護志す、揺るがめ腫 滋賀の老健施設(2018/2/13 毎日新聞地方版)

憧れの国・日本の介護施設で、インドネシアの若い2人が昨年末から働きながら懸命に日本語と介護の勉強をしている。目指すは3年後の介護福祉士の資格取得だ。不合格になると、帰国しなければならない。10年目のEPA(経済連携協定)による介護人材育成の現場を見た。【エリア編集委員・大澤重人】

滋賀県湖南市の小高い山のふもとに、社会福祉法人八起会(はちきかい)(木村文一理事長)の介護老人保健施設石部ケアセンターがある。小さな部屋に入ると、真剣な表情で漢字書き取りにシャープペンを走らせる2人がいた。

■日本語講師も驚く勉強ぶり

ルクマン・ユスフさん(28)と女性のサラ・マウレンさん(29)。「こうけんにん w a l i (インドネシア語)」とあれば、「後見人」などと答える問題だ。80問を解き、99点と97点。それでも悔しそうな表情だ。帰宅後も2、3時間教材を開き、日本語講師の谷田万実さんは「こんなに勉強してくれるとは」と驚く。

身分は介護福祉士候補者で、母国ではともに看護師だった。ルクマンさんは大卒。母国で約3000人もの応募の中から、295人の候補者に選ばれた。現地で半年間、昨年6月の来日後は愛知県の研修機関でさらに半年間、主に日本語を学んだ。日本政府が研修費を負担し、施設での就労後も助成している。

石部ケアセンターには昨年12月9日に着任した。日本語を学ぶ午前中も就労扱いで、基本給は大卒新卒と同じ17万5000円余。少なくない額を家族に仕送りしているという。ともにイスラム教徒で勤務中も2回、お祈りをする。

昼前に2人は、76人のお年寄りが入所するセンタ

一に移り、昼食準備を手伝った。サラーさんは体操のお手本を示した後、「〇△さん、こんにちは」とおしぼりを渡していく。就任1カ月で名前がすらすら出てくる。車いすの山口はつさんは「気は優しい子で、よろしくくれます」と目を細めた。上の階では、ルクマンさんがおしぼりを渡していた。反応が鈍い男性には、その手を取り、丁寧に拭いてあげる。半年間は要員外の扱いだが、スタッフからは「もうローテーションに入ってほしい」の声さえ出ている。

■資格試験機会、現状1～2回

ともに子どもの頃から日本に行きたいと考えていた。サラーさんは「ドラえもんが大好きでした」。着任後は休日にスキーをしたり大阪に行ったり、日本の生活を楽しみ、「便利できれいな日本で働きたい」。ルクマンさんは「日本の大学院で介護を学びたい」と願い、「安心な」制度のEPAを選んだ。毎晩1時間、ネットによるビデオ通話で母国に残した同じ看護師の妻(25)と話す。「合格したら日本へ連れてくるつもりです」。滑らかに言葉は出てこないが、十分伝わる。もっと伝わるのはその真っすぐな意欲だ。

日本で働き続けるには資格取得が条件。試験は年1回で、1回しか受けられない(現状では得点などで一定の要件を満たせば翌年も受験可)。取材の最後に「頑張ってください」と伝え、満面の笑みが返ってきた。(後略)

○外国人の在留資格「EPA 介護福祉士らにも」 老施協が要望(2018/2/20 福祉新聞)

全国老人福祉施設協議会(老施協、石川憲会長)は7日、昨年9月に外国人の在留資格に「介護」が追加されたことに関連し、EPAや技能実習などで介護福祉士を取得した人にも同様の在留資格を認めるよう法務、厚生労働両大臣に要望書を提出した。

在留資格の「介護」の対象になるのは、留学生として入国し、介護福祉士養成施設で2年以上学び、介護福祉士国家試験に合格した人のみ。その他のルートで介護福祉士を取得しても在留資格は認められない。

またEPAでは介護福祉士を取得した人が在留できるのは「特定活動」として認められているもので、技能実習では現行で在留できる仕組みはない。

要望書では介護福祉士が在留資格に加わったことは高度専門職として認識されたことを示しているとし、制度や取得方法などによって異なる現状を改め、介護福祉士を取得した人には等しく在留資格を保証すべきだと求めている。

なお政府は昨年12月、技能実習生で介護福祉士を取得した場合には在留資格を認める方針を示している。

○介護分野、外国人受け入れ「多様な力が必要」 熊本で(2018/2/13 毎日新聞地方版)

日本で需要が高まる介護分野での外国人受け入れについて考えるシンポジウムが11日、熊本市中央区のくまもと県民交流館パレアであった。参加者約60人が、介護現場が抱える課題や改善策を話し合った。在留外国人を支援する市民団体「コムスタカ外国人と共に生きる会」主催。

介護現場では要介護者が増加する一方、介護人材は不足している。厚生労働省は昨年11月、外国人技能実習生が介護の仕事もできるよう制度改正したが、日本で働けるのは3年間に限られている。

生きる会代表の中島真一郎さんは「実習生のほとんどは最低賃金レベルの収入しかなく、途中で実習先を変えることもできない」などの問題を指摘。「政府は実習生への技能移転をうたっているが、現場は実習生を安価な労働力として見ている」と話した。

講師として登壇した京都大大学院の安里和晃(あさとわこう)准教授は、インドネシアやベトナムなど国外からの約22万人が在宅医療現場で働いている台湾について「1992年の受け入れ当初は反発があったが、今では外国人労働者に寛容な社会になった」と紹介。そのうえで「国内でも高齢化と人口減少が続く社会を乗り越えるため、多様な人たちの力を合わせる必要がある」と訴えた。(後略)

一般社団法人
外国人看護師・介護福祉士支援協議会

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-12-1
VORT 半蔵門ビル 6階
TEL: 03-6666-8163 FAX: 03-3221-4717
E-mail: zen-kangokaigo@jiaec.jp
担当: 白井、小中

©一般社団法人
外国人看護師・介護福祉士支援協議会
無断複製・転載を禁ず